



令和5年度 島根県職員採用大学卒業程度試験（技術B） 受 験 案 内

島根県人事委員会
〒690-8501 松江市殿町8番地
TEL (0852) 22-5438
島根県人事委員会ホームページ
<https://www.pref.shimane.lg.jp/jinjiinkai/>

- 受 付 期 間 令和5年3月1日(水)午前8時30分～24日(金)午後5時
- 申 込 方 法 しまね電子申請サービスにより申込みを行ってください。
詳しくは3ページをご覧ください。
- 第 1 次 試 験 日 令和5年4月15日(土)
- 第1次試験合格発表 令和5年5月9日(火)
- 第 2 次 試 験 日 令和5年5月27日(土)～30日(火)
専門口述試験及び面接試験
- 最 終 合 格 発 表 令和5年6月中旬(予定)

公務員試験対策が必要なく、チャレンジしやすい技術職の試験です！

- ・教養試験の代わりにSPI3（基礎能力検査及び性格検査）を実施します。
- ・専門試験の代わりに専門口述試験を実施します。
- ・この試験と、6月に実施する大学卒業程度試験との併願が可能です。

1. 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職 務 内 容
保健師B	2名	保健所等に勤務し、健康・福祉に関する専門的業務に従事します。
農学（農業・畜産）B	12名	島根県の諸機関に勤務し、農畜産業の振興、生産技術の普及指導等の業務又は試験研究に従事します。
林業B	4名	島根県の諸機関に勤務し、林業・木材産業の振興、林業に関する知識・技術の普及指導、試験研究、治山事業等に関する調査計画、設計、施工管理等の業務に従事します。
総合土木B	11名	島根県の諸機関に勤務し、道路・河川・港湾・都市計画や農業農村整備（ほ場整備、農道、農地防災等）等の調査計画・設計・積算・施工管理等の業務に従事します。

- 注 (1) 4月15日(土)に別途実施予定の採用試験との併願はできません。
(2) 採用予定人員は、変更する場合があります。

2. 受験資格

(1) 年齢・学歴・資格等

試験区分	年齢・学歴等
「総合土木B」	次のいずれかに該当する人 1. 平成6（1994）年4月2日から平成14（2002）年4月1日までに生まれた人 2. 平成14（2002）年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）を卒業した人又は令和6（2024）年3月31日までに卒業見込みの人
「総合土木B」以外	次のいずれかに該当する人 1. 平成3（1991）年4月2日から平成14（2002）年4月1日までに生まれた人 2. 平成14（2002）年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）を卒業した人又は令和6（2024）年3月31日までに卒業見込みの人

ただし、次の試験区分を受験する人については、次の要件を満たす人に限る。

試験区分	資格
保健師B	保健師の免許を有する人又は令和6（2024）年3月31日までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みの人

(2) 上記(1)にかかわらず、次のアからオまでのいずれかに該当する人は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない人（試験区分「保健師B」を除く。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

オ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

3. 障がいのある方への配慮

(1) 拡大印刷問題の受験について

視覚障がいのある方は、希望により拡大印刷問題での受験ができます。

(2) 車イスを使用する方の受験について

着席場所などについて配慮をします。

(3) その他

その他の障がい等のために受験上の配慮を希望する方は、ご相談ください。

※ご希望の内容によってはお応えできないことがあります。

上記のことを希望する方は、申込時に下記まで電話又はFAXでご連絡ください。

島根県人事委員会事務局企画課任用グループ

電話 (0852) 22-5438 F A X (0852) 22-5435

4. 試験の日時、試験地及び試験場

区分	日 時		試験地及び試験場	
第1次試験	筆記試験	4月15日(土) 受付時間 8:30～9:00 試験時間 9:30～14:30	松江市	くにびきメッセ (松江市学園南一丁目)
			浜田市	島根県立大学(浜田キャンパス)講義・研究棟 (浜田市野原町)
			東京都	ビジョンセンター東京駅前 (中央区八重洲)
			大阪府	JEC日本研修センター心齋橋 (大阪市中央区南船場)
第2次試験	専門口述試験 及び面接試験	5月27日(土)～5月30日(火)のうち指定する日 (詳細は第1次試験合格者に通知します。)	松江市	島根県職員会館 (松江市内中原町) または 島根県民会館 (松江市殿町)

- 注 (1) 試験開始後の試験室への入室は認めません。
- (2) 第1次試験合格者及び最終合格者は、合格発表日に島根県人事委員会ホームページに受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
なお、希望される方は、島根県人事委員会事務局(〒690-8501 松江市殿町8番地)で合格者の受験番号を確認することができます。
島根県人事委員会事務局ホームページ [https://www.pref.shimane.lg.jp/jinjiinkai/]
- (3) 第2次試験は第1次試験の合格者のみ受験できます。

5. 試験の種目、配点及び内容

区分	試験種目及び配点		内 容
第1次試験	SPI3	基礎能力試験 (150点)	職務に求められる基礎的な能力について、択一式による筆記試験を行います。(70分)
		性格検査	性格的な特徴等について検査を行います。(40分)
第2次試験	論文試験 (200点)		文章による表現力、課題に対する理解力等について論文試験を行います。(90分) (注) 論文試験は第1次試験日(4月15日)に実施しますが、採点は第2次試験で行いますので、第1次試験不合格者の論文は採点しません。また、第1次試験日に論文試験を受験しなかった場合は、第1次試験を途中棄権したものとみなします。
	専門口述試験 (250点)		専門的な知識及び能力についての口述試験を行います。
	面接試験 (400点)		職務遂行能力等をみる目的で個別面接を行います。なお、事前に自己紹介書を提出していただきます。

(注) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とします。

6. 受験手続 ※インターネット申込みをご利用ください。

- (1) しまね電子申請サービスにアクセスし、画面上の注意事項に従って申し込んでください。(ご使用の機器や環境によっては、一部対応できないことがあります。)

【インターネットホームページアドレス】

https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/syokuin/saiyou/saiyou_info/tyuuijikou.html

【スマートフォン用二次元バーコード】



- (2) 3月1日(水)午前8時30分から3月24日(金)午後5時までにしまね電子申請サービスによる申込が完了したものに限り受け付けます。

(注) インターネット環境がないなど特別な事由により、電子申請ができない方は、原則として3月14日(火)までに島根県人事委員会事務局(TEL:0852-22-5438)へご連絡ください。

7. 自己紹介書の提出について

「自己紹介書」は、専門口述試験及び面接試験に必要な書類ですので、自筆で記入の上、第1次試験で提出してください。

8. 受験にあたっての注意事項

- (1) 受験票は、申込みを受けた際すぐに交付しないで、受験資格を審査し、受付締切後にしまね電子申請サービスを通じて送付します。なお、受験票が4月10日(月)までに届かないときは、島根県人事委員会事務局に照会してください。
申込みの受付後に「【しまね電子申請サービス】受付通知メール」という件名のメールが送信されます。メールに記載された手順に従って、受験票をダウンロードの上、各自で印刷してください。
- (2) 受験票には最近6か月以内に撮影した写真(上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm)を貼り付けて試験の当日持参してください。(写真がない場合は受験できません。)
- (3) 受験票についている受験番号控票は、試験結果確認のため必要です。受験票の交付を受けた後、本票を切り離し、合格発表まで大切に保管してください。(試験当日は受験票のみ持参してください。)
- (4) 第1次試験当日は次のものを持参してください。

持 参 す る も の	留 意 事 項
受験票	写真欄に最近6か月以内に帽子をつけないで上半身正面向きを撮った縦4cm横3cmの写真を貼ってください。
自己紹介書	自筆で記入してください。
H B、B又は2Bの鉛筆及び消しゴム	シャープペンシルも可。
ボールペン(黒)	受験資格確認書記入用
昼食	ゴミは持ち帰ってください。
時計	試験会場に時計がない場合がありますので、必要な人は持参してください。(時計機能だけのものに限る。)

9. 合格から採用まで

- (1) 採用試験の合格者は、採用候補者名簿に登録された後、各任命権者がその中から採用者を決定します。(配属先に応じて、知事、教育委員会又は海区漁業調整委員会が任命権者となります。)
なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間です。
また、採用は原則として令和6年4月1日に行われます。
- (2) 「2. 受験資格」を満たさない場合は、採用される資格を失います。

10. 勤務条件等

- (1) 条件付採用期間
6か月間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。
- (2) 勤務時間
原則として、勤務時間は8:30~17:15(うち休憩時間12:00~13:00)、休日は毎週土・日曜日、祝日、年末年始です。
(特別の勤務に従事する職員については、勤務時間・休日の割振りを別に定めます。)
公務のため臨時又は緊急の必要がある場合は、時間外勤務を命ずることがあります。
- (3) 賃金
初任給は、令和5年4月1日現在、大学卒22歳で月額186,437円(保健師は217,442円)で、このほか給与条例等のために従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給されます。(学校卒業後の経歴を有する人については、その経歴に応じて給料月額を決定します。)
- (4) 社会保険
地方公務員等共済組合法の規定に基づき健康保険及び厚生年金の給付を、地方公務員災害補償法に基づき公務災害補償を、それぞれ行います。
- (5) 受動喫煙防止措置の状況
敷地内禁煙としています。勤務場所によっては、屋外に喫煙場所があります。

11. 試験成績の通知について

この採用試験を有効に受験した人には、次の区分に応じて試験成績をお知らせします。

	対 象 者	通 知 内 容	通 知 方 法
第1次試験	不 合 格 者	総合得点、種目別得点、総合順位及び種目別に定めた基準を満たさなかった種目	各合格発表日以降に、受験票・試験結果通知送付先住所へ郵送します。
第2次試験	合格者及び不合格者		

(第1次試験の合格者へは合格通知のみ送付し、第1次試験の成績は第2次試験の成績と併せて最終合格発表日以降に通知します。)

